

電動モビリティ地域共創コンソーシアム運営会則

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、「電動モビリティ地域共創コンソーシアム」と称する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、飯豊町、置賜地域、山形県における持続可能な社会の実現に向け、電動モビリティシステム専門職大学と地域の企業や住民との交流と連携の場を創出し、地域の人材の育成と産学官金民による新たなモビリティ関連産業の創造を促進することにより、地域産業の振興と地域活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 電動モビリティシステム専門職大学の資源を活用した人材育成と卒業生の県内定着に資する事業
- (2) 電動モビリティシステム専門職大学と県内企業との連携強化、企業の技術力向上に資する事業
- (3) その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(会員及び入退会)

第4条 本コンソーシアムは、第2条に定める目的に賛同する会員により構成する。

2 本コンソーシアムへの入会及び退会については、次のとおりとする。

- (1) 入会 本コンソーシアムの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長あて提出しなければならない。
- (2) 退会 本コンソーシアムを退会しようとする者は、任意様式による退会届けを会長あて提出しなければならない。

(会員の権利)

第5条 会員は、本コンソーシアムの事業に参加する権利を有する。

(役員)

第6条 本コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名

2 役員は、本コンソーシアムの会員の中から、総会において、会員の互選により選出する。

3 役員に欠員が生じた場合は、第10条に定める運営委員会において、協議し、補充することができる。

4 会長、副会長が欠けたときは、運営委員会において、役員の間選により選出する。

5 本コンソーシアムに、顧問及びオブザーバーを置くことができる。

(職務)

第7条 会長は、本コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会長及び副会長に事故あるときは、予め会長が指名した幹事はその職務を代行する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(総会)

第9条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、事業計画、本会則の改廃等重要な事項を審議決定する。

3 総会は、本コンソーシアム会員総数の2分の1の出席（委任状を提出した上での欠席の場合を含む）をもって成立とする。

4 総会の議決は、出席総数の過半数の賛成により行う。なお、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

(運営委員会)

第10条 本コンソーシアムに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長、副会長及び幹事で構成する。

3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

4 運営委員会は、第3条に規定する事業の執行に関する事項、その他会長が必要と認める事項について審議、処理する。

5 会長が必要と認めるときは、運営委員会に役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第11条 本コンソーシアムの事務を処理するため、飯豊町商工観光課、山形県置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課及び山形県産業労働部産業技術イノベーション課に事務局を置く。

(補足)

第12条 本会則に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

本会則は、令和5年6月9日から施行する。